

## 《ステップ5》

### 相続税の総額の計算(平成 27 年1月1日以降)

#### ①課税価格の計算

『課税対象の財産《ステップ1:6ページ~》』

+

『課税対象の財産から控除できる財産《ステップ3:9ページ》』



【課税価格】

実際の計算では、財産を取得し方の各人別に計算したものを合計して【課税価格の合計額】を算出します。

#### ②課税遺産総額の計算

【課税価格の合計額】

マイナス

「基礎控除額（2ページ参照）」



〈課税遺産総額〉

### ③相続税の総額の計算

例えば・・・2ページから5ページのケースに合わせて、

相続人が配偶者と実子2名で、

【課税価格の合計額】が 1億4,800万円、

「基礎控除額」が 4,800万円の場合に

〈課税遺産総額〉は、上記の差額となりますから、

1億円キッカリになります。

ところで、相続税の総額は、まず、相続人が財産を実際にどのような割合で分割したかに関係なく、「法定相続人の数（12ページ参照）」に算入された相続人が、〈課税遺産総額〉を「法定相続分（14ページ参照）」で取得したものと仮定し、各人ごとの取得金額を計算します。

次に、この各人ごとの取得金額にそれぞれ相続税の税率を掛けた金額を合計します。

この合計額を相続税の総額といいます。

具体的には・・・

仮に、配偶者と実子2名によって、法定相続分で分割したものとして、各人ごとの取得金額を計算すると・・・、

●各人ごとの取得金額の計算〈課税遺産総額ベース〉

○配偶者 1億円×1/2（法定相続分）＝5,000万円

○子A 1億円×1/2×1/2（法定相続分）＝2,500万円

○子B 1億円×1/2×1/2（法定相続分）＝2,500万円

となります。

そして、このそれぞれの金額に相続税の税率を掛けて合計します。

●相続税の総額の計算

平成27年1月1日以降の相続税の速算表は次のとおりです。

●各人ごとの取得金額	税 率 (%)	控除額
1,000万円以下	10	0万円
3,000万円以下	15	50万円
5,000万円以下	20	200万円
1億円以下	30	700万円
2億円以下	40	1,700万円
3億円以下 (UP)	45	2,700万円
6億円以下	50	4,200万円
6億円 超 (UP)	55	7,200万円

○配偶者  $5,000 \text{万円} \times 20\% - 200 \text{万円} = 800 \text{万円}$

○子A  $2,500 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 325 \text{万円}$

○子B  $2,500 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 325 \text{万円}$

合計します。



相続税の総額・・・1,450万円

実は・・・、

5ページの相続税額は、このようにして計算されたものでした。